

「傷病者の搬送及び受入れに関する 実施基準」についてお知らせします

全国各地で、救急車の受入医療機関が速やかに決まらず、社会問題化した事案が発生しました。

こうした状況を受けて平成21年10月に消防法が改正され、本県も実施基準を平成23年4月1日から運用しているところです。

ご希望と異なる搬送先になる場合があります

実施基準は、重症度・緊急度が高い人の受け入れ困難をなくすことを目指しています。

このため、病気やけがの程度によって、医療機関リストに応じて搬送先を選定します。

受入れる医療機関は、「限られた医療資源」であることに理解をお願いいたします。



〔 お問い合わせ 〕 酒田地区広域行政組合消防本部
救急課 TEL 31-7156 救急ワークステーション TEL 26-9411